

京都市告示第573号

京都市建築基準法施行細則第19条の7の規定により市長が別に定めるものは、平成12年5月31日建設省告示第1436号第4号ニに掲げるものとします。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月21日京都市告示第131号）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成30年3月29日京都市告示第657号）

この告示は、公布の日から施行する。

附則（令和6年3月29日京都市告示第705号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築審査課）